

(素案)

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

2 交流

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

2 市民参加と協働

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域のつながりの希薄化が進行している背景を踏まえ、お互いが支え合う地域社会の形成に向けて、市民や事業者等の多様な主体と協働し、まちづくりを進めていくことが重要です。また、協働にあたっては、市が市政情報を積極的に共有するとともに、より分かりやすく、効果的に共有するよう努め、共通認識をもった上で、多様化・複雑化している地域課題に取り組んでいくことが理想的なまちづくりの姿であると考えます。防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めています。

また、市民に対して市政情報を共有し、市政への参加を促進することで、相互の情報共有に努め、市民と市が一体となった協働による地域振興を推進します。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化に努めるとともに、新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

2 交流

市民同士の交流及び都市間交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

市民や事業者等の多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めます。

2 市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図るとともに、多様な主体との協働によるまちづくりにも取り組みます。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

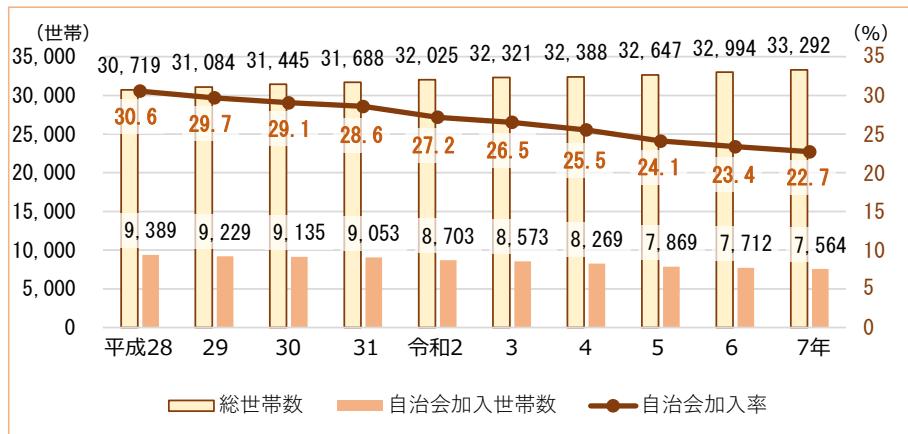


■ 現状と課題

- 少子高齢化等の社会構造の変化や生活様式の変化等の影響により、地域コミュニティ機能が全国的に停滞・弱体化しており、こうした地域コミュニティ機能の弱まりが進むことで、特に高齢者の孤独死や子育て家庭を地域で支える機能の低下等、多くの問題が顕在化することが見込まれます。
- 本市においても市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会の加入率は、減少が続き、令和6年4月現在 22.7%となっています（図1-1 参照）。
- そのような中、自治会活動紹介パネル展などを実施し、自治会の活動周知と加入促進を図るとともに、自治会に対して各種補助金を交付するなど自治会活動への支援を行っています。
- また、コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の適切な管理を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設や修繕等に対する支援を行っています。
- 顕在化が見込まれる多くの問題に対応していくため、今後も自治会を中心とした地域コミュニティや社会的活動を行う団体への支援など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。

図1-1 自治会の加入率

(各年4月1日現在)

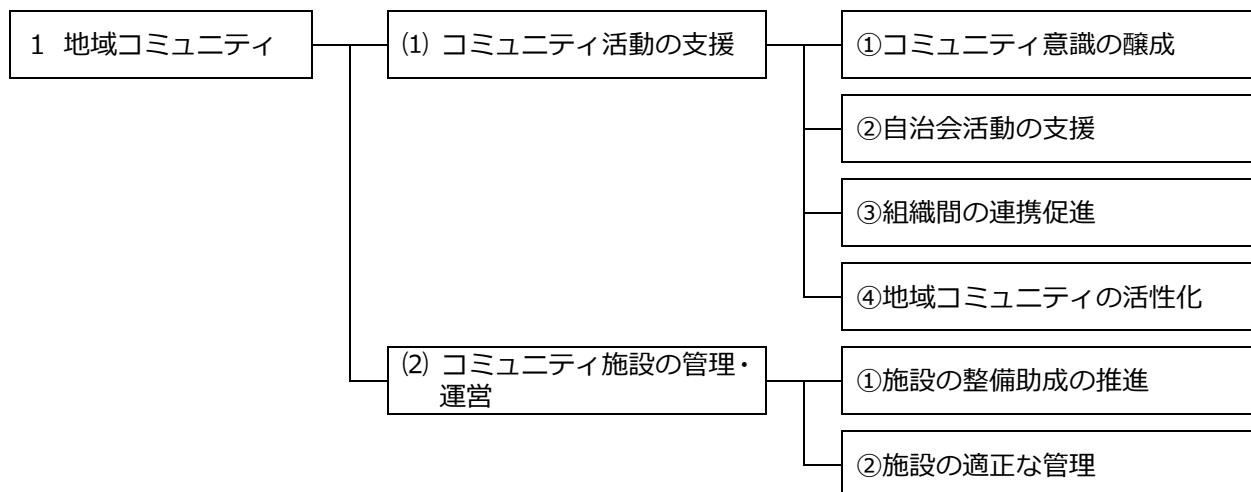


出典 協働推進課資料

■ 基本方針

- コミュニティ組織の活性化は、地域の課題解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) コミュニティ活動の支援

① コミュニティ意識の醸成

- 市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS 等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。
- コミュニティづくりを推進するため、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。

② 自治会活動の支援

- 自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化及び持続可能性の向上を図ります。
- 毎年 6 月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。
- 自治会の認可地縁団体(*)への移行を支援します。

(*)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

③ 組織間の連携促進

- 自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。

④ 地域コミュニティの活性化

- 自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、新たな地域活動の担い手の確保や地域団体における役員等の負担軽減に向けてデジタルツールを活用した取組を支援するなど更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。
- 地域の状況や時代に即した新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

(2) コミュニティ施設の管理・運営

① 施設の整備助成の推進

- コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会所有の集会所の建設、修繕などについて、助成を行います。

② 施設の適正な管理

- 地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。

■ 成果指標

指標 1

自治会加入率

24.1%
(R5)



25.0%
(R12)

指標 2

認可地縁団体数

11 団体
(R5)



13 団体
(R12)

■ 現状と課題

- 都市間交流について、本市は、平成 2 年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。
- 近年では、本市で開催されたイベントに栄村が参加し、物産品などの栄村の魅力を多くの方に知っていただく機会となりました。
- また、長野県栄村で伝統的に行われている「栄ふるさと太鼓」と市内を活動拠点とする団体が太鼓を通した姉妹都市交流を行うなど都市間交流を推進しています。
- 村山温泉「かたくりの湯」については、大規模改修工事を経て令和 8 年 1 月にリニューアルオープンを迎える、市外からの来場者も含めて多くの人が利用しており、大切な交流の場となっています。
- 國際交流について、横田基地英語ツアーや国際理解講座を実施するなど、市民の国際理解を深める取組を行うとともに、日本語を話すことが難しい外国人来庁者に対応するため、多文化共生推進事業職員協力員制度や多言語通訳タブレットの運用を行いました。
- 外国人住民数については、近年は増加傾向にあります（図 1-2 参照）。
- 市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。
- 今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

図 1-2 外国人住民数の推移

(各年 12 月 31 日現在)

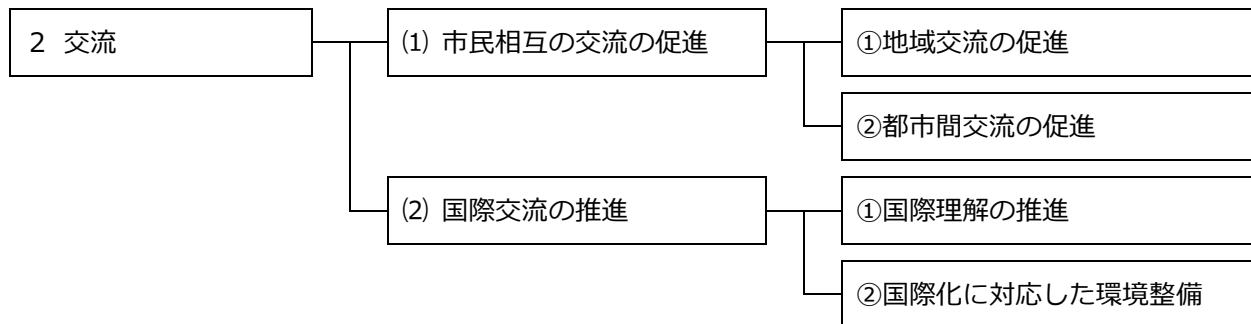


出典 市民課資料

■ 基本方針

- 市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るために、教育や文化等における国際理解を深めていきます。
- 市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 市民相互の交流の促進

① 地域交流の促進

- 市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。
- 若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりの検討を進めます。

② 都市間交流の促進

- 教育・文化、スポーツなどを通した市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進し、広報誌、ホームページ、SNS等を利用した相互情報の普及を図ります。
- 村山デエダラまつりを通じて青森県むつ市と交流を図ります。

(2) 国際交流の推進

① 国際理解の推進

- 国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を、学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。
- 国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。
- 地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。

② 國際化に対応した環境整備

- 外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外國語翻訳に対応したホームページ・アプリの運用やタブレット端末の活用、多文化共生推進事業協力員(*)の育成をすることで、外国人に対応していきます。
- 行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語や「やさしい日本語」でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。

■ 成果指標



(*)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第2節 パートナーシップ

1 情報共有



■ 現状と課題

- 地域の活性化を図るためにには、本市の魅力を発信し、イメージを高めていくことで多様な人々を呼び込むとともに、市民の市への愛着心を育むことが重要です。
- 多摩都市モノレールの延伸は、多様な人々が来訪するきっかけとなるため、市内外に向けて本市の魅力を発信し、多様な人々の来訪に向けた施策を行っていく必要があります。
- 市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。
- 市報やホームページに加え、SNS を情報発信手段として活用するなど、より伝わりやすく、分かりやすい広報活動に取り組んでいます。
- 情報公開制度では、公文書の開示のほか、文書管理を電子化したことに伴い、ホームページへ公文書目録を公開しています。
- 今後も、市民をはじめとする多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、すべての住民に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信を行う必要があります。

表 1-1 公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況 (各年度 3 月 31 日現在)

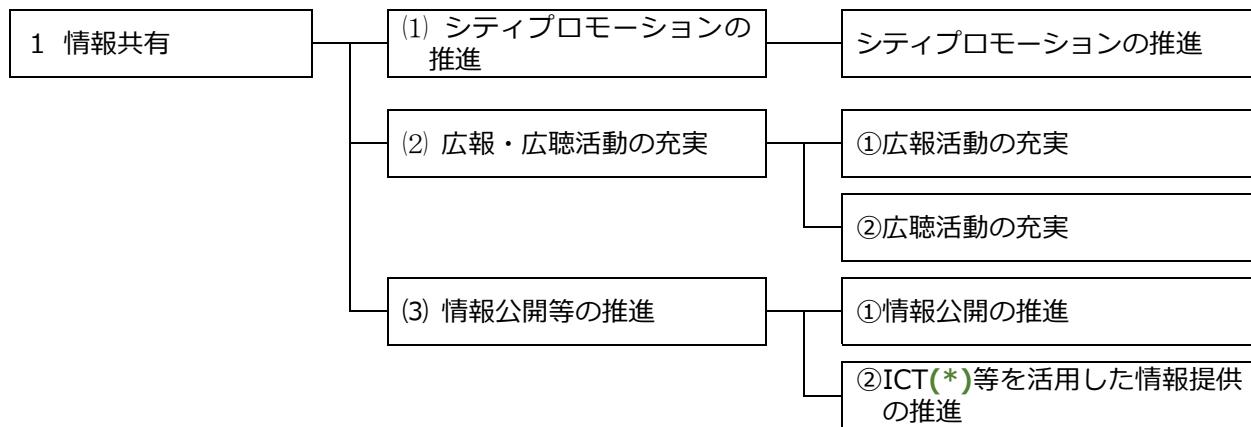
年 度	開示 請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
令和 2	23	9	18	1	0	契約関連書類、 工事関連書類等
3	37	19	19	9	0	
4	34	15	24	15	0	
5	33	22	11	8	0	
6	51	33	22	17	0	

出典 文書法制課資料

■ 基本方針

- 市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。
- 市民をはじめとする多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) シティプロモーションの推進

シティプロモーションの推進

- 市民の市への愛着心や市外からの認知度等の向上を目的に、市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けられるようシティプロモーションを推進していきます。

(2) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

- 広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。
- ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*)やユーザビリティ(*)に配慮した誰もが利用しやすい形での情報提供に努めます。
- 新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*)の効果的活用に努め、本市の特性をいかした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信を図ります。
- 職員の広報に対する意識及び技術を向上させるため、「伝わりやすい文章表現」や「広報媒体ごとの特性」といったテーマの研修を実施し、市全体の広報活動のレベルアップを図ります。

② 広聴活動の充実

- これから本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査やワークショップ、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。
- ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、ICT を活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。

- (*) ICT : 情報通信技術 (Information and Communication Technology の略) を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称
- (*) アクセシビリティ : 様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ
- (*) ユーザビリティ : 複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ
- (*) パブリシティ : プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

(3) 情報公開等の推進

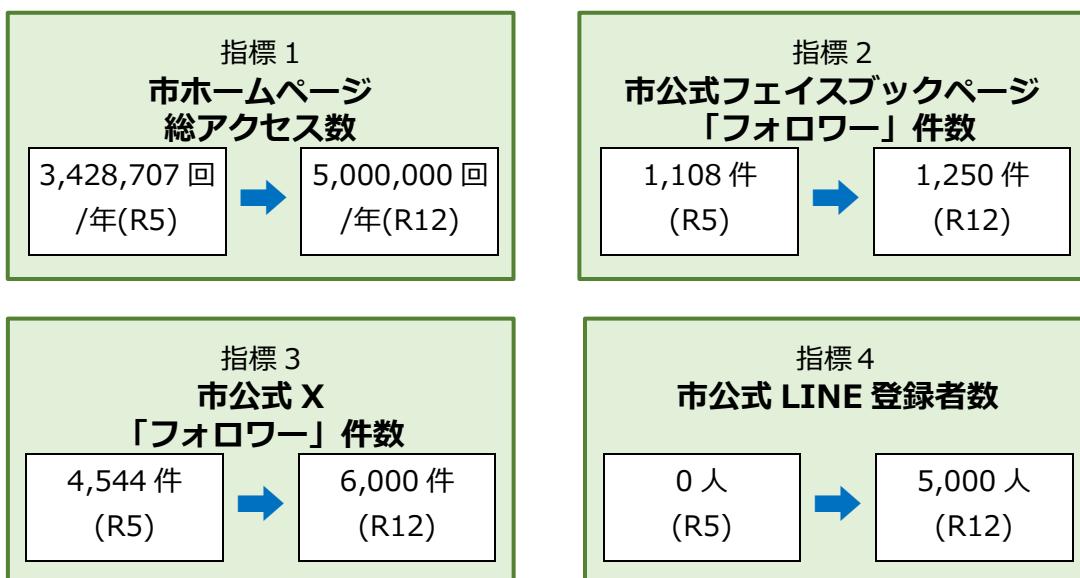
① 情報公開の推進

- 情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、ホームページでの公文書の目録検索システムの運用など各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。
- 市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。
- さらに、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から東京都と連携し、公共データのオープンデータ化を推進します。

② ICT 等を活用した情報提供の推進

- SNS や電子メール等を活用し、犯罪・災害・市政情報等の発信について即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。
- スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。

■ 成果指標



■ 現状と課題

- 地域社会が抱える課題は多様化・複雑化しており、こうした課題を解決し、よりよい市政を運営するにあたっては、市民や、社会的活動を積極的に行うボランティアや NPO 法人(*)、大学等の多様な主体と協働していくことが不可欠となっています。
- 本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても審議会や委員会などを設置するほか、市民ワークショップを開催するなど、市民参画の機会の提供に努めています。
- あわせて、市政への市民参加の促進や市民による地域の課題、社会的課題の解決等により協働による地域社会の形成を目的とした協働事業提案制度を運用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。
- 今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広聴、広報紙、ホームページ、SNS 等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表 1-2 市内の NPO 法人

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

活動内容	団体数
福祉・保健・医療	18 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	2 团体
合 計	23 団体

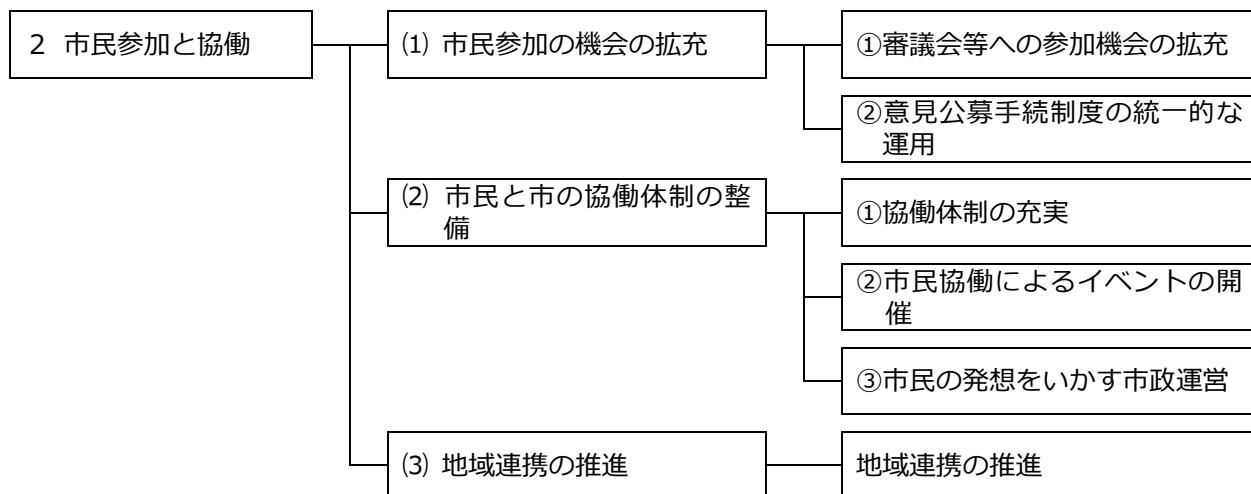
出典 協働推進課資料

■ 基本方針

- 計画の策定や施策の評価などの様々な過程において、より積極的に市民参加の機会を確保し、市政に市民の意思を反映させるとともに、社会的活動を積極的に行うボランティアや NPO 法人、大学等の多様な主体との協働にも取り組みます。

(*)NPO 法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

■ 施策の体系・内容



(1) 市民参加の機会の拡充

① 審議会等への参加機会の拡充

- 審議会等における公募枠の確保や無作為抽出の活用などにより、計画段階からの市民参加を推進し、市民の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。
- 幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化に努めます。
- これから本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加への機会を設けるよう努めていきます。

② 意見公募手続制度の統一的な運用

- 意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。

(2) 市民と市の協働体制の整備

① 協働体制の充実

- 暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民協働推進会議の開催や協働事業提案制度の運用など市民との協働によるまちづくりを推進します。

② 市民協働によるイベントの開催

- 活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。

③ 市民の発想をいかす市政運営

- 市民提案制度を活用し、市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営にいかし、市民との協働によるまちづくりを推進します。
- 市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加への機会を設け、市政運営に反映します。

(3) 地域連携の推進

地域連携の推進

- 企業や大学等と連携協力し、福祉・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。

■ 成果指標

指標 1 協働事業提案制度の 新規提案団体数

累計 10 団体
(R3～R7)



累計 15 団体
(R8～R12)

指標 2 各種審議会等における 公募委員の割合

6.2%
(R5)



25.0%
(R12)